

第9 産業廃棄物処理指導等

1 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(2011-2020)

循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立にむけて

「京都市産業廃棄物処理指導計画」(1次計画,平成11～15年度),「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(2次計画,平成16～22年度)に続く「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」(3次計画,平成23～32年度)を平成23年3月に策定した。

指導計画は,循環型社会の構築に向け,市域における産業廃棄物の3R(発生抑制,再使用,再生利用)や適正処理を推進するため,本市が取り組むべき産業廃棄物行政の方向を示すものであり,排出事業者,処理業者,市民と本市が共に取組を進めていくための指針とするものである。

現在,3次計画に基づき,排出事業者や処理業者に対する規制だけではなく,これまでも増して,①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること,②優良な処理業者の育成を図ること,③市民の産業廃棄物に対する理解を促進することが重要との認識のもとで各施策を進めている。

なお,施策の実効ある推進を図るため,学識経験者,排出事業者,処理業者,市民,行政で構成する「京都市産業廃棄物3R推進会議」を平成23年8月から開催し,施策の実施状況について点検し,意見を聴くこととしている。

(1) 産廃処理・3R等優良事業場認定制度(産廃チェック制度)

産業廃棄物の適正処理や3Rに向けた排出事業者の意識の向上を図るため,各事業場が活用できるチェックシートを広く配布するとともに,自己チェックの結果等が一定の基準を満たす事業場を認定・公表する「産廃処理・3R等優良事業場認定制度」(産廃チェック制度)を平成25年4月から実施している。

＜産廃処理・3R等優良事業場認定件数(平成26年10月1日現在)＞

	平成25年度	平成26年度
認定件数(申請件数)	9(12)	—(23)

(2) 産廃処理業者情報公表制度

市内の中間処理業者から,事業内容に加え,適正処理の確保,環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け,排出事業者や市民が処理業者を適切に評価できるよう,市ホームページに掲載し,公表する「産廃処理業者情報公表制度」を平成24年4月から実施している。

＜報告書公表件数(平成26年10月1日現在)＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公表件数	6	7	7

(3) 市民啓発事業

市民に産業廃棄物処理に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に、「環境フォーラムきょうと」を公益社団法人京都府産業廃棄物協会と共催で実施するとともに、産業廃棄物処理施設の見学会を開催している。

<第14回環境フォーラムきょうと（平成25年度実績）>

実施年月日	場所	参加者数
平成26年3月8日（土）	イオンモールKYOTO「Kotoホール」 （京都市南区）	1,369名 (24参加者1,287名)

<さんばい施設見学会（平成25年度実績）>

実施年月日	担当部署	参加者数	備考
平成25年 7月 1日(月)	山科エコまちステーション	18名	
8月 5日(月)	廃棄物指導課	24名	小中学生向け
8月 7日(水)	〃	22名	〃
8月 9日(金)	〃	28名	〃
9月10日(火)	洛西エコまちステーション	9名	
27日(金)	左京エコまちステーション	26名	
10月29日(火)	西京エコまちステーション	17名	
平成26年 3月27日(木)	東山エコまちステーション	20名	

(4) 産業廃棄物実態調査の実施

市域における平成25年度の産業廃棄物の発生・処理状況等の把握及び3次計画の見直しに必要な情報の収集を目的として、平成26年度から産業廃棄物の実態調査を実施する。

<調査項目>

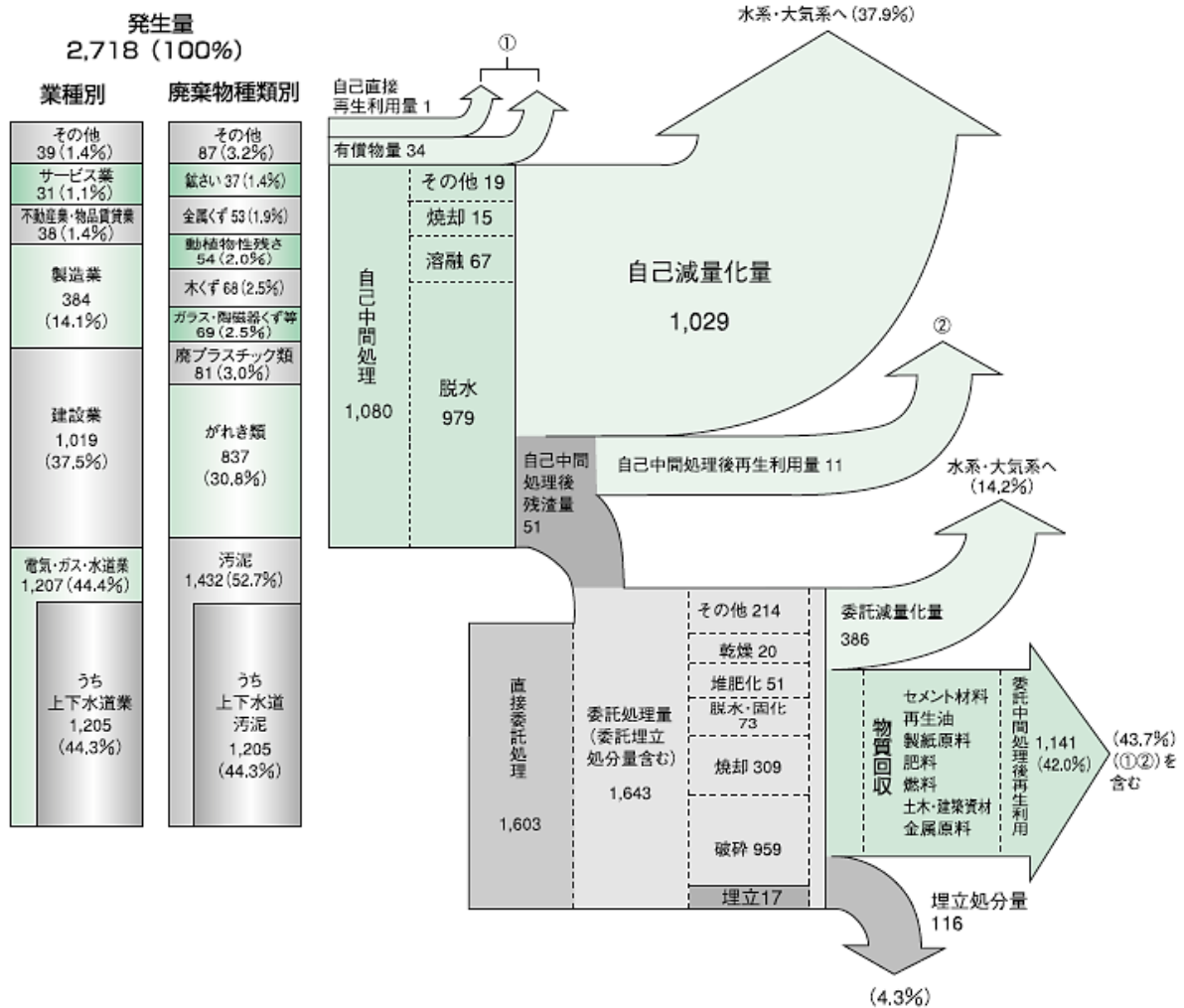
- ア 市域の産業廃棄物の発生（排出）量
- イ 市域で発生した産業廃棄物の処理状況（再生利用量，減量化量，最終処分量など）
- ウ 市内外への産業廃棄物の流出入状況（埋立処分先も把握する）
- エ ア～ウのほか，3次計画に掲げる施策の効果や課題を確認するものなど

【第3次計画における産業廃棄物の発生抑制率・再生利用率・埋立処分率の取組指標】

目標項目	平成20年度 (基準値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (最終目標値)
発生抑制率	2,718千トン	7%減 (2,528千トン)	12%減 (2,392千トン)
再生利用率	44% (1,187千トン)	45% (1.0ポイント増)	46% (2.0ポイント増)
埋立処分率	4.3% (116千トン)	2.8% (1.5ポイント減)	2.3% (2.0ポイント減)

【平成 20 年度における産業廃棄物の発生・処理の内訳（推計）】

（単位：千トン）



2 排出事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、産業廃棄物の適正な処理、発生抑制等を促進するための指導を進めており、産業廃棄物の多量排出事業場、特別管理産業廃棄物の排出事業場、建設リサイクル法に基づく届出に係る現場、不適正な処理があった事業場等に対する立入指導を実施している。

また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書、産業廃棄物処理計画書等の提出を受け、廃棄物の排出状況や処理状況の把握に努めている。

(1) 立入検査件数

228 件（平成 25 年度実績）

(2) 届出等受理件数

(平成 25 年度実績)

事業場の種類	届出等名	件数
産業廃棄物多量排出事業場	産業廃棄物処理計画書	99
	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	101
(特別管理)産業廃棄物排出事業場	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	3,660
P C B 廃棄物保管事業場	P C B 保管状況等届出書	1,090
建設リサイクル法届出現場	再資源化等実施状況報告書	2,070
地下工作物存置届出現場	地下工作物存置届出書	15

3 不適正処理対策

市内における産業廃棄物の不法投棄や不適正な保管、野外焼却等について、廃棄物処理法に基づき、本市の関係課や京都府警察等とも連携しながら、指導・取締りを行っている。

また、市民からの苦情や通報に基づき現地調査を行い、違反行為の改善のための指導を行うとともに、不適正処理行為が頻発又は継続する地域の定期的なパトロール、ヘリコプターによる空中監視、京都府、滋賀県及び大津市との合同による産業廃棄物運搬車両に対する路上検問活動等を実施するなど、早期発見・未然防止にも努めている。

【不適正処理に対する指導状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
指導件数	249 (75)	195 (35)	189 (102)	79 (26)	110 (29)

※ 括弧内の数字は指導件数の内、野外焼却に関する件数

4 許可業者・許可施設指導

他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。また、産業廃棄物を処理する施設のうち一定のものについては、その設置について廃棄物処理法による許可を受ける必要がある。本市は許可権者として、適正処理と良好な維持管理を確保するため、定期的に立入指導や立入検査を実施するなど、許可業者や施設設置者の指導、監督を行っている。

また、使用済自動車の適正処理やリサイクルの推進を図るため、平成 17 年 1 月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、登録・許可業者の指導、監督を行っている。

(1) **産業廃棄物処理業許可業者数**(平成 26 年 10 月 1 日現在)

産業廃棄物収集運搬業	414 件〔うち積替保管 71 件〕
産業廃棄物処分業	52 件〔うち中間処理 52 件〕
特別管理産業廃棄物収集運搬業	98 件〔うち積替保管 3 件〕
特別管理産業廃棄物処分業	4 件〔うち中間処理 4 件〕

(2) **産業廃棄物処理施設設置許可数**(平成 26 年 10 月 1 日現在)

施設の種類		許可件数
汚泥	脱水施設	5
	焼却施設	2
廃プラスチック類	破碎施設	8
	焼却施設	3
廃油の焼却施設		2
木くずの破碎施設		16
がれき類の破碎施設		24
シアン化合物の分解施設		2
廃酸・廃アルカリ中和施設		1
その他産業廃棄物の焼却施設		2
管理型最終処分場		2
合 計		67

※ 自己処理施設を含む

※ 稼働中の施設のみ

※ 1 施設が複数の許可に該当する場合があるため、実施設数は、48 件である。

(3) **自動車リサイクル法登録・許可業者数**(平成 26 年 3 月末現在)

引取業	229 件
フロン類回収業	71 件
解体業	33 件
破碎業	5 件

5 大岩街道周辺地域の良好な環境づくり

(1) **違法行為対策**

大岩街道周辺地域における悪質かつ重大な違法行為の解消に向け、平成 8 年 11 月の「京都市違法開発等検討会議」において全庁的な体制で取組を実施する方針が決定され、取組が進められてきた。

現在は大規模な野外焼却行為は終息しているが、違法建築や廃棄物の違法堆積など解決すべき課題が残っており、関係課による監視パトロールや一斉立入指導などを継続的に実施している。

(2) 岡田山撤去の推進

岡田山（通称）は昭和 47 年 12 月から 5 年余りにわたって続けられた土砂やがれき類などの埋立て・堆積により形成された山である。

本市では、大岩街道周辺地域の環境の整備を図り、地域の良いまちづくりを具体化するため、平成 22 年 3 月に「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」を策定し、崩落の危険がある岡田山の撤去を先行的に取り組むこととした。

これは、岡田山の地権者の一人である民間事業者が、他の地権者と構成する「岡田山地区まちづくり協議会」の承認の下、自らの責任と費用負担で土砂と産業廃棄物計約 80 万 m³を 20 年以内に撤去するものであり、平成 25 年 6 月から撤去に着手し、平成 26 年 7 月から本格撤去を開始した。

環境政策局では民間事業者による岡田山撤去事業の安全かつ適正な実施を確保するため、事業者による環境調査結果の検証や本市独自の環境調査等を定期的に行うとともに、撤去事業の進捗管理を的確に行い、計画的かつ持続的な事業推進を図っている。